

(規 137～140)

手回品、禁制品

営 業 規 則

## 第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第 137 条 旅客は、規則第 138 条又規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができます。ただし次の各号に該当する物品は車内に持ち込むことができません。

- (1) 別表第 11 号に掲げるもの（以下「危険品」という）及び他の旅客に危害の及ぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害をおよぼすおそれが無いよう梱包されたものを除く。）  
なお、対象とする刃物およびその梱包方法は「刃物を鉄道車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」（平成 30 年 12 月国土交通省鉄道局）によります。
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く）
- (4) 死体
- (5) 動物（小数量の小鳥、小中類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は、持ち込みの承諾を受けた動物を除く）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれのあるもの。

2 旅客が手回り品に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客に立合いを求め、手回り品の内容を点検することがあります。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができません。

(手回り品の範囲)

第 138 条 旅客は、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを 2 個まで、及び自転車は車内に持ち込むことができます。なお、自転車以外で長さ 2 メートルを超える物品は、車内に持ち込むことができません。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は、上記の規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができます。

第 139 条 削 除

第 140 条 削 除

(手回り品の保管)

第 141 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとします。